



# 建国記念の日を祝う千葉県民の集い 実行委員会会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

「建国記念の日」は、「建国をしのび、国を愛する心を養う」という趣旨のもとに、国民一人一人が、今日の我が国に至るまでの古からの先人の努力に思いをはせ、さらなる国の発展を願う国民の祝日であります。この意義を広く千葉県民に啓蒙することを目的とする。

### 第2条 (名称)

本会の名称は **建国記念の日を祝う千葉県民の集い実行委員会** とする。

事務所を 〒266-0005 千葉県緑区誉田町 2-20-722 藤井方 に置く。

### 第3条 (活動)

本会は、第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

毎年2月11日建国を祝う日に「建国記念の日を祝う千葉県民の集い」を開催する。

本会の目的に則した活動を行う会（歴史講座・4/29 靖国神社参拝等）を支援する。

会員相互の情報交換の場を提供する（ホームページ、メーリングリスト（ML）による）

啓蒙活動手段としてウェブサイト(<http://www.211kenkoku.jp/>)で情報の受発信をする

その他 本会の目的達成に必要な活動

本会の諸活動は個人で完結するものであって、本会以外に権利や義務を行使するものではない。又、会として外部の如何なる団体にも関係を持たない。

## 第2章 会 員

### 第4条 (会員の種類と資格)

正会員

日本国国籍を有し本会の目的に賛同する個人、特に役員会が認めた者

賛助会員

本会の趣旨を理解し、本会の事業を資金的に賛助するため入会した個人および団体。

賛助会員は決議権を持たない。

順会員

個人が所属する団体で会費を納入している当該団体会員個人

### 第5条 (入会)

本会への入会は、所定の事項を代表又は事務局長に提出し、当該年度の会費を納入した上で完了する。

### 第6条 (会員の義務)

会員は、会則を遵守し、本会の目的達成に必要な下記各号の義務を負う。

会費の納入 行事への出欠登録 事務局長あるいは役員会からの問い合わせに関する回答

### 第7条 (退会)

会員は、いつでもその旨を代表又は事務局長に届け出ることにより退会できる。但し、納入済みの会費は返還しない。

## 第8条 (会員資格の失効)

本会の会員は次の各号により、会員の資格を失う。

退会、会員本人の死亡

下記各号に抵触した場合、後に定める役員会により除名を決議されたとき

1. 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
2. 本会のインターネット通信のルール（ネットエチケット）を守らなかったり、ML ガイドラインに違反したとき
3. 宗教、政治活動、又は営利を目的に本会を利用しようとするとき
4. 第6条に掲げる会員の義務を長期に亘って果たしていないとき
5. その他、本会の目的達成を著しく妨げると認められたとき

## 第9条 (会員資格の停止)

役員会は、第8条1の対象者に対し、次の手順により、当該会員の資格を期間を定めて停止することができる。

役員は、第8条2に該当すると思われる行為のあった会員に対し、本会の円滑な運営のため注意を促す勧告を行う責務を負う（イエローカード）

イエローカードを3回出された会員は会員資格を一定期間失う。

当該会員に、再度同様の行為が認められたとき、役員役員会の決議により当該会員の資格を期間を定めて停止する（レッドカード）

資格停止期間（ML退場期間等）は、会長幹事が役員役員会と協議のうえ決定するものとする。

# 第3章 役員

## 第10条 (役員の種類及び選任)

・本会に次の役員を置く

- (1) 代表 1名 (2) 副代表 1名  
(3) 事務局長 1名 (4) 会計 1名 (5) 会計監査 2名  
(6) 役員 6名（代表、副代表、事務局長、会計、他3名）

・役員は次の方法により選出する

役員を選任は、就任前年度の役員会において行う

次期代表選任については、選任すべき総会の1ヶ月前までに「役員会」が推薦し、開催の3週間前までに代表に報告する

代表以外の次期役員は、次期代表が指名する

推薦された次期代表並びに指名された次期役員は、役員会の過半数を持って承認されなければならない役員に生じた欠員は役員会の決定によって補充選任することができる

任期途中であっても定数の範囲内であれば新たな役員を役員会の決定によって増員することができる

第10条2により選出された会計監査を除く役員にて役員会を構成し、本会の運営全般を執り行う

## 第11条 (役員職務)

代表は、本会を代表し会務を総理する

副代表は、代表を補佐し代表に事故ある時はその職務を代行する

事務局長は、代表、副代表、会計を補佐し会務を処理する

会計は本会の経理を処理し、役員会及び全会員に報告する

役員は、本会の運営に協力し、代表の委任する事項について会務を処理する

会計監査は、本会の会計を監査し役員会において報告する 又、会計監査は役員会に参加し、意見を述べることができる

## 第12条 (役員任期)

役員任期は選任された総会の翌年4月1日から2年間とする

補充選任された役員任期は前任者の残任期間とする

途中で選任された役員任期の終了は他の役員任期と同時期とする

役員重任は妨げない

# 第4章 会 議

## 第13条 (役員会)

役員会は、定期又は随時とし会長が必要と認めたとき、又は役員1/4からの要請により開催しなければならない。

## 第14条 (役員会付議事項)

役員会に付議する事項は次の通りとする。

会の運営、実施に関する事項

代表の選任に関する事項

委員会の新設、又は廃止に関する事項

その他会議に付議すべき事項の原案作成他

# 第5章 会 費 と 会 計

## 第17条 (会費)

本会は会員からの年会費及び寄付金等により運営される

年会費は正会員一口12,000円、賛助会員一口50,000円とする。

会費の納入は当該年度12月末日までに振込料会員負担で当会指定の銀行口座に振込むものとする

振込先 ゆうちょ銀行 ○二九支店 (ゼロニキユウ支店)

当座預金 0052766 211 建国 (ニイチイチケンコク)

## 第19条 (寄付)

建国記念の日式典、各種会合において寄付金箱を設置することができ、その会の運営費または委員会活

動支援などの寄付に充てることができる。余剰金は本会の会計に繰り入れる。

総会で当会の運営に特別に必要な資金が認められた場合は、広く会員から寄付を募ることができる。事由が終結した後は決算を行い、その後の総会にて報告と承認を得なければならない。

## 第20条（会計）

会計はその年度毎に決算を行い、総会にて報告承認を求める。

## 第21条（年度）

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了するものとする。

## 第22条（その他）

その他会則に定めのない事項等においては、会長幹事の協議による合意、又は役員役員会の過半数の合意においてこれを判断し対処出来るものとする。

## （付 則）

平成28年 12月 23日 施行

役員名一覧 平成28年2月現在	
代表	藤井 是寛
副代表	金子 一之
事務局長	宮本 俊紀
会計	浅野 正暉
役員	吉田 博
役員	大塚 浩市
役員	岩淵 宣仁

会計監査	堀井 道洋
会計監査	宇藤 英夫

## 建国記念を祝う千葉県民の集い実行委員会 メールングリスト (ML)ガイド

### メールングリスト

当会の ML は、同じ問題意識を共有する多数の人と意見を交換する場所です。

自分勝手な振舞いは他人に迷惑をかけるだけでなく、運営を支えている多くの人の努力を無にすることになります。参加者も、運営者と一緒に場を盛り上げていくように心がけましょう。

#### 1 利用の注意☆

ML などでは、多くの人があなたの発言を目にするので、注意深く言葉を選ぶことが必要となります。

#### 2 発言には責任を持つ☆

不確実な情報を事実のように語ったり、話したことが間違っているでも訂正せずそのままにしたりすると、人に迷惑をかけたり、あなたが信用されなくなったりします。

誠意と責任をもって発言しましょう。

#### 3 初心者の失敗には寛容に☆

インターネットの経験が豊かな人は、初心者に対して尊大な態度をとったり、何かを押し付けたりしないで、広い心と思いやりをもってアドバイスしてあげましょう。

初心者の冒したミスには寛容になりましょう。

#### 4 アドバイスは謙虚に聞く★

初心者は、アドバイスを与えてくれる人の声に謙虚に耳を傾けることが大切です。

#### 5 相手の発言をよく読む★

ML などでは発言するときは、過去の発言をよく読んで、話の流れや雰囲気壊さないよう配慮しましょう。

#### 6 他の発言にコメントするときの注意☆

他人の発言にコメントするときは、コメントの対象となる発言を引用したりして、対応を明確にするように心がけましょう。

他人の発言の引用は、必要最小限にとどめるよう心がけましょう。

#### 7 ML での返信☆

ML のアドレスに返信すると、登録メンバ全員にメールが届けられることになるので、ML で受け取った電子メールに返信するときは、宛先に注意しましょう。

#### 8 多様性を認める☆

インターネットでは、多様な価値観を受け入れるだけの心の余裕を持ち、否定したり拒絶したりするまえに、相手のことを理解しようと思うことが大切です。

偏見にもとづく用語の使用や発言をすべきでないことは、言うまでもありません。

#### 9 一方通行の書き込みはしない

ML では、一方的な書き込みはしないように心がけましょう。

当 ML では広告を書き込みは許可していません。

#### 10 議論が沸騰している時ほど冷静に ★

議論が沸騰しても、すぐに発言するのではなく、冷静になって文章を読み返すくらいの余裕を持ちましょう。興奮すると言葉尻をとらえての応酬になりがちで、他の参加者の迷惑になります。

#### 11 誹謗・中傷しない★

他人の発言に反論する場合には、相手の気持ちを傷つけないように注意してください。いやみをいったり、相手を罵ったりしてはいけません。相手の人格を否定するような過激な書き方は、決してしないでください。あまり度が過ぎると、法的な責任を問われる深刻な事態になることがあります。【他人の社会的評価にかかわる問題】

#### 12 個人情報に注意する★

自分や家族の住所、氏名、電話番号などはもちろん、家族の写真などを安易に公開するのは危険です。犯罪から身を守るため、個人情報の開示には十分に注意しましょう。【個人情報の保護】

#### 13 他人のプライバシーに配慮する☆

他人の住所、氏名、電話番号などはもちろん、他人の私生活上の事実や秘密、写真や似顔絵などを本人の許諾なく公開してはいけません。その人に嫌悪、羞恥、不快感など精神的苦痛を与え、プライバシーや肖像権の侵害となる他、場合によっては名誉または信用の毀損となります。【参考:3.3 肖像権の侵害、3.4 プライバシーの侵害、3.5 他人の社会的評価にかかわる問題】

#### 14 わいせつな画像や文章を載せない☆

わいせつな画像や文章は公開してはいけません。また、わいせつな写真を投稿したり、掲示板にはりつけたりする行為もしてはいけません。【わいせつな文書や画像の発信】

#### 15 運営管理に協力する☆

運営管理には協力するように心がけましょう。一部の人の発言で管理者や参加者全体を非難することがないように気をつけましょう。

#### 20 MLの購読中止☆

MLの購読をやめるときは管理者宛て中断の手続きをとりましょう。

当 ML ガイドは財団法人インターネット協会のインターネットを利用するためのルール&マナー集より引用しました。(http://www.iajapan.org/rule/rule4general/main.html)